

道路区域の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき，道路区域を次のように変更した。

なお，関係図面は告示の日から 2 週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市東区役所建設課において，一般の縦覧に供する。

平成 21 年 3 月 17 日

新潟市長 篠田 昭

道路の種類	路線名	区 間	変更 前後別	敷 地 の	
				幅員 (m)	延長 (m)
市道	東 8 - 4 号線	新潟市東区岡山 1501 番地先 から 新潟市東区岡山 1549 番 1 地先 まで	前	5.2 ~ 8.1	318.0
			後	5.7 ~ 8.1	318.0
市道	東 8 - 4 号線	新潟市東区東中島一丁目 666 番 279 地先から 新潟市東区東中島一丁目 666 番 280 地先まで	前	3.9 ~ 3.9	45.5
			後	3.9 ~ 7.2	45.5